

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月5日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 15 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	チャコール建屋加熱蒸気戻り系において、ヘッダライトドレントラップ上部に蒸気漏れ(微少穴よりモヤモヤ)が認められたため、当該ドレントラップを補修。	G	
2	2号機	主蒸気ドレンラインドレン弁(空気作動)用電磁弁点検時、動作不良(閉固着)が認められたため、当該弁を交換。	G	
3	2号機	非常用ガス処理系活性炭フィルタ(B)用温度スイッチ点検時、検出器側ケーブルの絶縁抵抗値に不良(4回路)が認められたため、原因を調査後、対応検討。	G	
4	2号機	復水ろ過装置ろ過器(D)上部ガセットプレート(部材接合板)点検時、ゴムライニングに膨れが認められたため、当該ライニング部を補修。	G	
5	2号機	主蒸気止め弁の浸透探傷検査時、#3弁の弁体及び#1~4弁の弁座シート面に指示模様が認められたため、超音波探傷検査後、対応検討。	G	
6	2号機	蒸気加減弁の浸透探傷検査時、#2弁の弁座シート面に指示模様が認められたため、超音波探傷検査後、対応検討。	G	
7	2号機	主復水器連続洗浄装置点検時、貝・ボール分離装置(A~F)全体に腐食が認められたため、当該部品を補修。	G	
8	2号機	低圧蒸気タービン(A,B)軸受メタルの浸透探傷検査時、#3, #5, #6軸受メタル(下半)に指示模様認められたため、超音波探傷検査後、対応検討。	G	
9	2号機	湿水分離器(A)の浸透探傷検査時、マンホール内部溶接線に指示模様が認められたため、当該部を補修。	G	
10	2号機	主蒸気外側隔離弁漏洩検出弁用ケーブル(1本)において、被覆に割れが認められたため、当該ケーブルを交換。	G	
11	2号機	主復水器連続洗浄装置弁点検時、ボール回収器出口弁(4台)、ボール循環ポンプ吸い込み弁(4台)及び貝・異物排出弁(4台)の弁全体に腐食が認められたため、当該弁を補修。	G	
12	2号機	制御棒駆動水圧系(42-51)点検時、部品(インデックスチューブ、ピストンヘッド)取り合いネジ部にカジリが認められたため、当該ネジ部を補修。	G	
13	2号機	主蒸気系及び給水系配管のオイルスナッパー(制振装置)点検時、部品(ピストン棒、シリンダチューブ)に摩耗(2台)が認められたため、当該部品を補修。	G	
14	3号機	主発電機水素冷却系において、水素ポンベの圧力検出器不良(ドリフト)が認められたため、当該検出器を点検調整。	G	
15	4号機	所内ページング(通話)設備において、合併回路の不良(3,4号機合併選択をすると一部拡声しない)が認められたため、当該合併回路を修理。	G	